一宮監公表第 1 2 号 平成 2 8 年 3 月 1 7 日

一宮市監査委員 佐 藤 章 次

一宮市監査委員 岸 澤 修

一宮市監査委員 森 利 明

一宮市監査委員 平 松 邦 江

補助金等交付団体の監査結果報告に基づく措置の公表について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により提出した監査の結果報告に基づき、一宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第 12 項の規定により、その通知にかかる事項を次のとおり公表します。

## 補助金等交付団体の監査結果報告に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課 福祉こども部福祉課 (補助金等交付団体の名称 社会福祉法人一宮市社会福祉協議会)
- 2 監査結果報告提出日及び公表日 平成27年10月28日(監報告第19号、一宮監公表第3号)
- 3 措置通知受理日 平成28年3月1日
- 4 措置の内容 措置の内容は、以下のとおり

指摘事項(措置を要する事項)

## ◎ 福祉課

(1)補助金の対象事業のうち次の事業 について、補助事業完了報告書の提出 時の内容審査が不十分なので、改めて 交付確定額が適当かどうかを点検し、 必要に応じ、交付決定の取消し及び返 環命令をされたい。 ア ボランティアセンター活動事業のト ア 総事業費 7,137,533 円から模擬店 ピアフォローに係る補助金において、 での収入額 311,510 円を差し引いた 「みんなと一緒に福祉とボランティア 額 6,826,023 円に定率 (0.75×0.95) 活動展」で模擬店を出し、その材料代 を乗じた額 4,863,541 円と交付済額 を全額補助対象経費として算定し補助 5,085,492 円との差額 221,951 円の 金を交付していたにも関わらず、売り 返還を求め、11月25日付で返還命 上げを一宮市社会福祉協議会の雑収入 令通知書を送付した。 として計上していた。トピアフォロー に係る補助金について、売り上げは補 助対象経費から差し引いて算出された 11

措

置

状

況

- イ 法人運営事業の事務所管理費の補助 対象経費の中に、事務費として交付申 請及び交付決定されていた経費が含ま れていた。事務所管理費に係る補助金 について、事務費として交付決定され た経費は補助対象経費から差し引いて 算出されたい。
- イ 防災服の 7,452 円は事務費として 交付決定していますので、返還を求 め、11 月 25 日付で返還命令通知書 を送付した。

※平成28年2月19日付で229,403円の納付を確認。